

令和 7 年度新規就業者確保推進事業（漁業就業動画コンテンツの作成） 委託業務仕様書

1 業務の目的

本県の水産業就業の魅力を広く発信し、新規漁業就業者の確保を推進するため、漁業に縁のない環境から漁業に就業した人についての、漁業就業の状況等を紹介する動画を作成する。

2 名称

令和 7 年度新規就業者確保推進事業（漁業就業動画コンテンツの作成）

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

4 納入場所

愛知県農業水産局水産課

5 事業の実施内容

（1）事業概要

ア 視聴者が本県水産業就業の魅力を感じることができる映像を撮影し、動画に編集するものとする。作成する動画は、漁業に縁のない環境から漁業に就業した人についての、漁業就業の状況等を紹介する動画とする。なお、漁船の操業風景を撮影する場合は、県が指定する船とするが、その場合の謝金は受託者が支払うものとする。

イ アで撮影した素材を用いて、動画コンテンツを作成する。動画コンテンツの再生時間は漁業種類別に各 10 分から 15 分程度を目安とする。なお、コンテンツには解説テロップ、ナレーションを組み込むものとする。

また、コンテンツの内容については、あらかじめ県の承認を得ることとし、県から補正の指示があった場合は速やかに応じること。

ウ イの動画コンテンツの内容には、漁業に係る海上や陸上での作業のほか、先輩漁業者等のインタビューを含めるものとする。

エ イの動画コンテンツは、愛知県農業水産局水産課ユーチューブチャンネル suisana（Web ページ URL : <https://www.youtube.com/@suisana7210>）で公開されている動画「あいちの漁業魅力発信」の内容を参考にして、同じ Web ページで公開した時に違和感のないものとする。また、動画コンテンツに組み込むナレーションは、原則として、上記で Web ページで公開されている動画と同様に窪田等氏を起用すること。

オ イの動画コンテンツは Youtube に掲載できる編集方法とすること。

（2）実績報告書および成果物の提出

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（動画コンテンツデータを含む）を契約期間内に提出すること。

ア 委託業務実績報告書（A4版横書き） 2部

イ 動画コンテンツの電子データ（委託業務実績報告書を含む）1式

ウ その他、県が指示したものを納品すること。

（３）事業実施における留意事項

ア 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は県に帰属するものとする。

イ 本事業で使用する映像、写真、音楽などについては、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している映像、写真、音楽等については、その権利の取扱いについて県と調整のうえ、受託事業者により適切に処理を行うものとする。

ウ 事業の実施に当たって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。

エ 事業の実施にあたっては、県と定期的に会合を持ち、進捗情報の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を実施すること。

オ 審査委員会で提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定するものとする。

カ その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。